

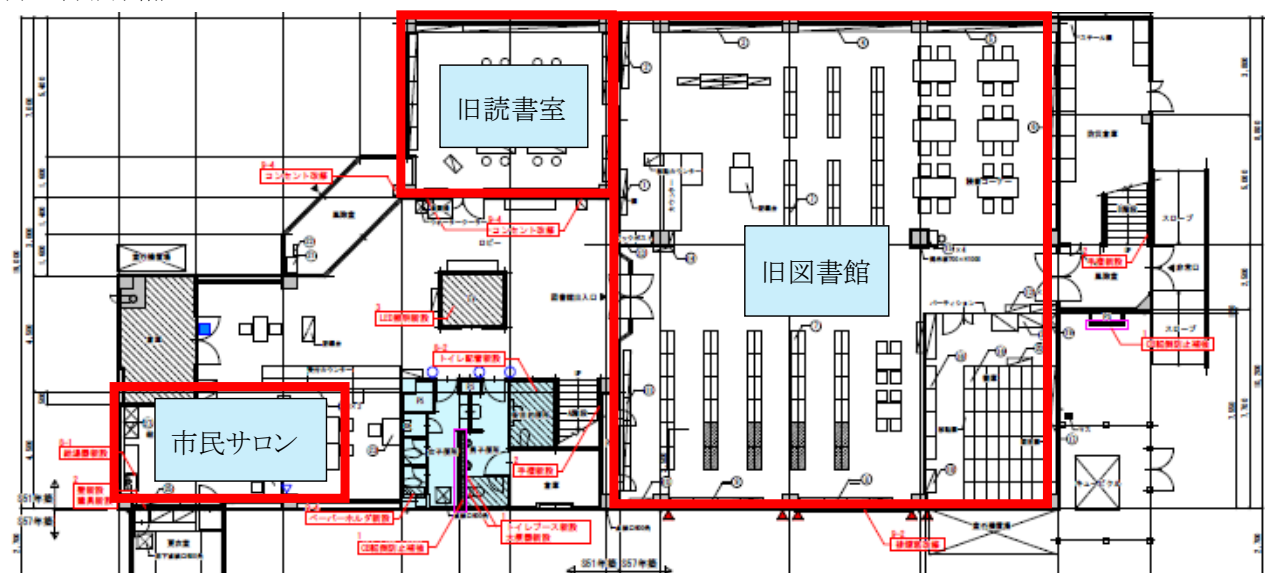
【野塩地域市民センター】

部屋名	階数	面積	施設 利用状況	利用の可否					
				児童館利用		学習室利用		調理室利用	
旧図書館	1階	334㎡	閉館後未使用。ただし書架・図書資料等残置。R8.1～2引越し予定	○	改修工事が必要。 固定式本棚撤去後の床・壁仕上げ補修が必要。	○	改修工事が必要。 固定式本棚撤去後の床・壁仕上げ補修が必要。 改装(場合による)、備品の購入が必要。	×	構造上不可
旧読書室	1階	56㎡	閉館後未使用。ただし書架・図書資料等残置。R8.1～2引越し予定	○	改修工事が必要。	○	改装(場合による)、備品の購入が必要。	×	構造上不可
第1集会室	2階	50㎡	一般貸出施設。指定管理者の自主事業でも使用。R6稼働率52.28%	×	一般貸出に供する部屋が必要なため	×	一般貸出に供する部屋が必要なため	×	構造上不可
第2集会室	2階	58㎡	特定施設。日曜日及び祝日を除く9：00から17：00まで ※ぶち抜き利用可	×	特定施設のため	×	特定施設のため	×	構造上不可
第3集会室	2階	42㎡	特定施設。日曜日及び祝日を除く9：00から17：00まで ※ぶち抜き利用可	×	特定施設のため	×	特定施設のため	×	構造上不可
第1会議室	2階	41㎡	休館日を除き、児童館の学習スペースとして使用。	△	児童館の一部としては可能	○	学習室として利用中	×	構造上不可
第2会議室	2階	73㎡	一般貸出施設。 指定管理者の自主事業でも使用。R6稼働率61.57%	×	一般貸出に供する部屋が必要なため	×	一般貸出に供する部屋が必要なため	×	・一般貸出に供する部屋が必要なため ・給排水管・ガス・換気・IH用電源等がないため、工事が必要。施工の際、1階給湯室の天井を剥がす必要あり。
第3会議室	2階	27㎡	一般貸出施設。指定管理者の自主事業でも使用。R6稼働率55.15%	×	一般貸出に供する部屋が必要なため	×	一般貸出に供する部屋が必要なため	×	構造上不可
遊戯室	2階	99㎡	児童館として使用。	○	児童館として利用中	○	他室へ児童館機能を移転する場合、可能。 改装・備品購入が必要。	△	他室へ児童館機能を移転する場合、可能。 給排水管・ガス・換気・IH用電源等が無い為、工事が必要だが可能。施工の際、1階図書室の天井を剥がす必要あり。
生活健康相談室	2階	47㎡	休館日を除き、つどいの広場として使用。	×	・用途が限定されているため。 ・乳幼児が使用するため、衛生面・安全面に配慮が必要。	×	・用途が限定されているため。 ・乳幼児が使用するため、衛生面・安全面に配慮が必要。	×	構造上不可

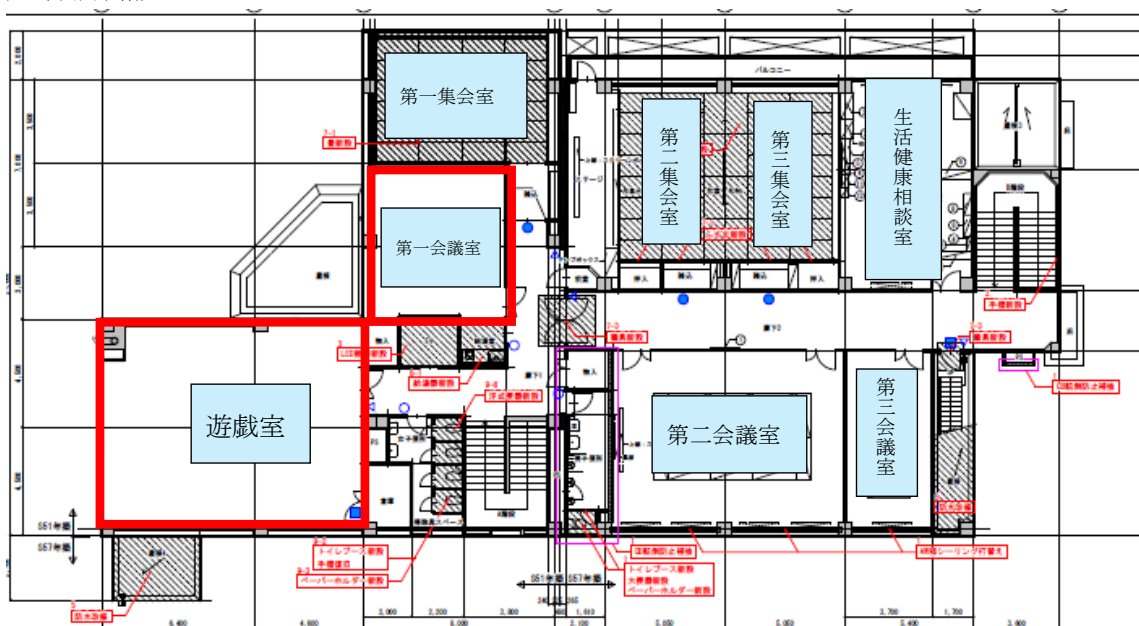
※構造上不可：排水管がなく、新たに排水管を設けるとなると、基礎梁に排水管を通す穴を開けなくてはならない。梁や柱などの主要構造部に後から穴を開けることは構造上の安全性を担保できないため。

◆公共施設を活用した子どもの居場所づくり検討委員会の意見（提言書及び会議録より）…特段検討なし。

(2)-1 平面図(1階)



(2)-2 平面図(2階)



※第一会議室は、平日 13 時～19 時、長期休み・土日祝 9 時～19 時は学習室として利用

各地域市民センターにおける各部屋の用途変更の可否について
【竹丘地域市民センター】

部屋名	階数	面積	施設 利用状況	利用の可否					
				児童館利用		学習室利用		調理室利用	
第1会議室	1階	65㎡	一般貸出施設。指定管理者の自主事業でも使用。R6稼働率	×	一般貸出に供する部屋が必要なため	×	一般貸出に供する部屋が必要なため	×	構造上不可
第5会議室	1階	194㎡	一般貸出施設。指定管理者の自主事業でも使用。R6稼働率	×	一般貸出に供する部屋が必要なため	×	一般貸出に供する部屋が必要なため	×	構造上不可
第1集会室 (和室) 舞台あり	1階	158㎡	特定施設。日曜日及び祝日を除く9：00から17：00まで	×	特定施設のため	×	特定施設のため	×	構造上不可
第2集会室 (和室)	1階	62㎡	一般貸出施設。指定管理者の自主事業でも使用。	×	一般貸出に供する部屋が必要なため	×	一般貸出に供する部屋が必要なため	×	構造上不可
旧図書館	2階	383㎡	閉館後未使用。ただし書架・図書資料等残置。R8.1～2引越し予定	○	改装(場合による)・備品の購入が必要。 固定式本棚撤去後の床・壁仕上げ補修が必要。 空調設備が古く、現在は使用可だが、更新時期を過ぎている。	○	改装(場合による)・備品の購入が必要。 固定式本棚撤去後の床・壁仕上げ補修が必要。 空調設備が古く、現在は使用可だが、更新時期を過ぎている。	△	・水回り等大規模改修・備品購入が必要。 ・現在のミニキッチンが故障しており且つ調理スペースとしては狭い為改修が必要
第2会議室	2階	68㎡	一般貸出施設。 令和6年稼働率20.56%	×	一般貸出に供する部屋が必要なため	△	一般貸出・自主事業が入っていない時間帯には可能	×	給排水管・ガス・換気・IH用電源等がないため、工事が必要だが可能。 1階学童の天井をはがし、給排水管の敷設が必要になり、他施設への影響大。 ・(第2会議室) 一般貸出に供する部屋が必要なため ・(第3会議室) 用途が限定されるため ・(第4会議室) 一般貸出に供する部屋が必要なため
第3会議室 (つどいの広場)	2階	68㎡	休館日を除き、つどいの広場として利用	×	・用途が限定されているため。 ・乳幼児が使用するため、衛生面・安全面に配慮が必要。	×	・用途が限定されているため。 ・乳幼児が使用するため、衛生面・安全面に配慮が必要。	×	
第4会議室	2階	97㎡	一般貸出施設。 令和6年稼働率52.14%	×	一般貸出に供する部屋が必要なため	△	一般貸出・自主事業が入っていない時間帯には可能	×	

※構造上不可：排水管がなく、新たに排水管を設けるとなると、基礎梁に排水管を通す穴を開けなくてはならない。梁や柱などの主要構造部に後から穴を開けることは構造上の安全性を担保できないため。

◆公共施設を活用した子どもの居場所づくり検討委員会の意見（提言書及び会議録より）

- ・竹丘図書館に子どもの居場所を作るのであれば、1階と2階が分かれているため、少し騒いだりすることも可能なのでは。
- ・竹丘図書館は広そうなので、学習スペースと小学生が遊ぶスペースが分けてできると思った。

(2) 平面図



各地域市民センターにおける各部屋の用途変更の可否について

【下宿地域市民センター】

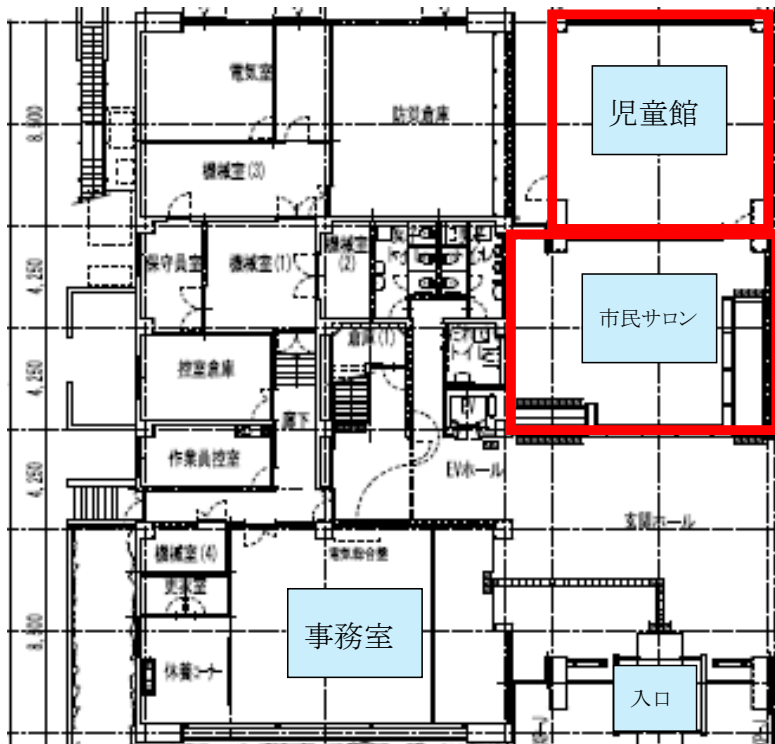
部屋名	階数	面積	施設 利用状況	利用の可否					
				児童館利用		学習室利用		調理室利用	
児童館	1階	76㎡	休館日除く、9時～19時まで児童館として使用。	○	児童館として利用中	○	他室へ児童館機能を移転する場合、学習室としての利用可能。改装・備品購入が必要。	×	構造上不可
旧図書館	2階	128㎡	閉館後未使用。ただし書架・図書資料等残置。R8.1引越し予定。	○	改修工事が必要。 固定式本棚撤去後の床・壁仕上げ補修が必要。	○	改装(場合による)・備品の購入が必要。 固定式本棚撤去後の床・壁仕上げ補修が必要。	△	1階事務室の天井をはがし、給排水管の敷設が必要になるため、他への影響大。その他、給排水管・ガス・換気・IH用電源等が無いため、工事が必要。
旧読書室	2階	61㎡	閉館後未使用。ただし机・椅子・書架等残置。R8.1引越し予定。	○	改修工事が必要。	○	学習室としての利用可能。 改装(場合による)・備品の購入が必要。	×	構造上不可
第1集会室 (和室、舞台あり)	2階	89㎡	特定施設（利用対象者：60歳以上。主に地域の老人クラブが使用）のため、夜間除く平日・土曜は一般貸出不可。平日午前・夜間は指定管理者自主事業(プログラミング教室・体操教室等)でも使用。	×	特定施設のため	△	夜間や日・祝日で一般貸出・自主事業が入っていない時間帯については可能。	×	構造上不可
第2集会室 (和室)	2階	42㎡	和室のため、老人クラブからフローリング化の要望があるが、座禅会などの一般利用もあることから、量の需要も一定存在する。※ぶち抜き利用可	×	特定施設のため	△		×	構造上不可
第1会議室	3階	51㎡	一般貸出施設。指定管理者の自主事業でも使用。 稼働率は20%前後。	×	一般貸出に供する部屋が必要なため	△	一般貸出・自主事業が入っていない時間帯については可能。	×	一般貸出に供する部屋が必要なため。 2階集会室の天井をはがし、給排水管の敷設が必要になり、他への影響大。その他、給排水管・ガス・換気・IH用電源等が無いため、工事が必要。
第2会議室	3階	131㎡	一般貸出施設。指定管理者の自主事業でも使用。稼働率は20%前後。	×	一般貸出に供する部屋が必要なため	△	一般貸出・自主事業が入っていない時間帯については可能。	×	一般貸出に供する部屋が必要なため
つどいの広場	3階	64㎡	休館日・夜間を除き、つどいの広場として使用。	×	・用途が限定されているため。 ・乳幼児が使用するため、衛生面・安全面に配慮が必要。	×	・用途が限定されているため。 ・乳幼児が使用するため、衛生面・安全面に配慮が必要。	×	・用途が限定されているため。 ・乳幼児が使用するため、衛生面・安全面に配慮が必要。
第3集会室 (どんぐりルーム) ※和室	3階	39㎡	平日はNPO法人ウイズアイによる一時保育「あいあいサポート」を実施。一般貸出が可能な時間帯は茶道などで使用。	×	一時保育事業で使用をしているため	△	一般貸出・一時保育・自主事業が入っていない時間帯については可能。	×	構造上不可

※構造上不可：排水管がなく、新たに排水管を設けるとなると、基礎梁に排水管を通す穴を開けなくてはならない。梁や柱などの主要構造部に後から穴を開けることは構造上の安全性を担保できないため。

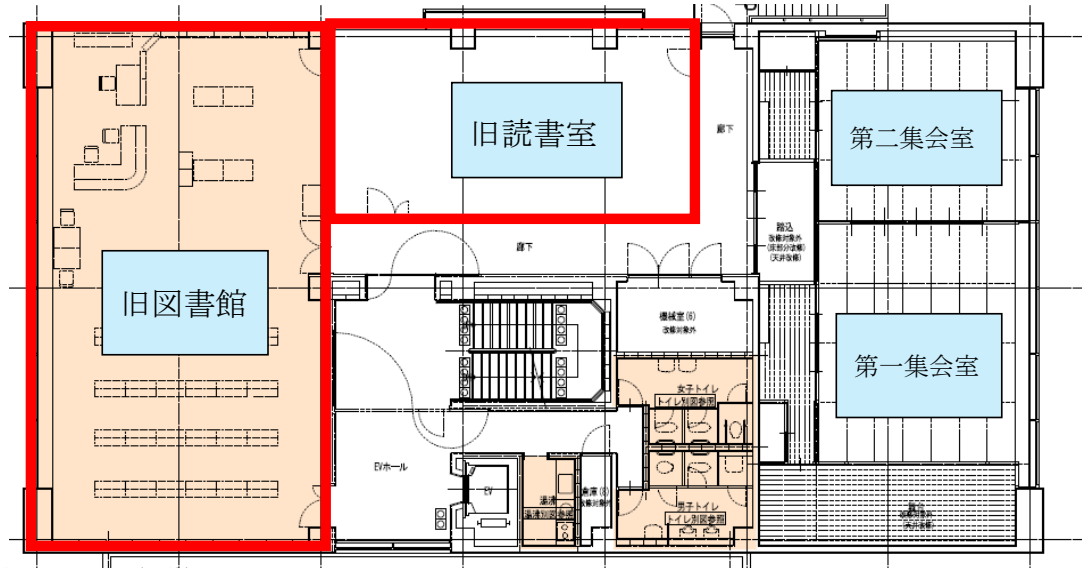
◆公共施設を活用した子どもの居場所づくり検討委員会の意見（提言書及び会議録より）

- ・下宿地域は、学習スペースのニーズが高いのでは。
- ・下宿地域については、図書館スペースは中高生の勉強スペースに普段は限定してもよいように思った。
- ・下宿地域は、多くの機能が求められているように感じる。学習スペースや食を確保できると良いのでは。
- ・調理スペースを作って子ども食堂などもできるようにしたいのではと思った。

(2)-1 平面図(1階)



(2)-2 平面図(2階)



(2)-3 平面図(3階)

